

航海用具の基準を定める告示及び船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○	航海用具の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十二号)	(第一条関係)	1
○	船舶の消防設備の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十六号)	(第二条関係)	3
○	船舶設備規程第四百六条の十の二の水域を定める告示(平成四年運輸省告示第五十一号)	(附則関係)	4

○航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（電子海図情報表示装置等）</p> <p>第五条 電子海図情報表示装置に係る規程第四百四十六條の十及び規程第四百四十六條の十の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（ナブテックス受信機）</p> <p>第六條 規程第四百四十六條の十の三の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十四 （略）</p> <p>（高機能グループ呼出装置）</p> <p>第七條 規程第四百四十六條の十の四の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 （略）</p> <p>（水先人用はしご）</p> <p>第三十二條 水先人用はしごの機能に係る規程第四百四十六條の三十九の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>四 踏段は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 安全上十分な大きさを有するものであること。</p> <p>ロ 適当な間隔で水平に取り付けられたものであること。</p> <p>ハ 銘板が取り付けられたものであること。</p> <p>五 サイド・ロープは、降ろした長さを識別するための印が適当な間</p>	<p>（電子海図情報表示装置等）</p> <p>第五条 電子海図情報表示装置に係る規程第四百四十六條の十の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（ナブテックス受信機）</p> <p>第六條 規程第四百四十六條の十の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十四 （略）</p> <p>（高機能グループ呼出装置）</p> <p>第七條 規程第四百四十六條の十の三の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 （略）</p> <p>（水先人用はしご）</p> <p>第三十二條 水先人用はしごの機能に係る規程第四百四十六條の三十九の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>四 踏段は、安全上十分な大きさを有するものであり、かつ、適当な間隔で水平に取り付けられていること。</p> <p>（新設）</p>

2

(略)

六 (略)

隔で付されたものであること。

2

(略)

五 (略)

改正案	現行
<p>（火災探知装置）</p> <p>第三十四条 火災探知装置（位置識別機能付火災探知装置を除く。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前号の制御盤及び表示盤は、火災の発生及びその位置を示すもので、かつ、火災探知装置が故障し、又は火災探知装置への給電が停止した場合には、可視可聴警報を発するものであること。</p> <p>五 前号の場合において、故障から復旧し、又は給電が再開されたときには、自動的に通常の作動状態に復帰するものであること。</p> <p>六 探知区域は、複数に区分されており、かつ、居住区域、業務区域又は制御場所を含む探知区域と特定機関区域又はロールオン・ロールオフ貨物区域を含む探知区域とが別個のものであること。</p> <p>七～九 （略）</p> <p>2 位置識別機能付火災探知装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号の制御盤及び表示盤は、火災の発生及びその位置を各探知器ごとに示すもので、かつ、火災探知装置が故障し、又は火災探知装置への給電が停止した場合には、可視可聴警報を発するものであること。</p> <p>三 前号の場合において、故障から復旧し、又は給電が再開されたときには、自動的に通常の作動状態に復帰するものであること。</p> <p>四～七 （略）</p> <p>八 前項第一号、第二号及び第六号から第九号までに掲げる要件（略）</p> <p>九 （略）</p>	<p>（火災探知装置）</p> <p>第三十四条 火災探知装置（位置識別機能付火災探知装置を除く。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前号の制御盤及び表示盤は、火災の発生及びその位置を示すもので、かつ、火災探知装置又は火災探知装置の動力源が故障した場合には、可視可聴警報を発するものであること。</p> <p>（新設）</p> <p>五 探知区域は、複数に区分されており、かつ、居住区域、業務区域又は制御場所を含む探知区域と特定機関区域を含む探知区域とが別個のものであること。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2 位置識別機能付火災探知装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号の制御盤及び表示盤は、火災の発生及びその位置を各探知器ごとに示すもので、かつ、火災探知装置又は火災探知装置の動力源が故障した場合には、可視可聴警報を発するものであること。</p> <p>（新設）</p> <p>三～六 （略）</p> <p>七 前項第一号、第二号及び第五号から第八号までに掲げる要件（略）</p> <p>八 （略）</p>

